

会 議 の 経 過

委 員 長（久田伸一君）

ご起立ください。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員を報告いたします。4番、長根一男委員より欠席する旨の通告がありましたので、報告をいたします。

ただいまの出席委員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開きます。

開議（午前10時00分）

委 員 長（久田伸一君）

六戸町議会委員会条例第19条に基づき、出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付をしております出席者名簿のとおりであります。

委員並びに理事者側の皆様をお願いをいたします。

質疑は、決算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示の上、簡潔をお願いをいたします。

また、答弁も簡潔をお願いをいたします。

なお、本日の委員会も昨日同様、新型コロナウイルス感染症の対応としまして、特別会計ごとに課の入替えを行います。その際は休憩を取ります。ただし、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計は担当課が同じであるため、入替えは行いません。

議事進行は各会計ともに歳入、歳出を一括して質疑を受けますので、ご協力のほどをよろしくをお願いをいたします。

これより各特別会計決算審査に入ります。

認定第2号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

それでは、認定第2号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、薄緑色の冊子になります決算報告書によりご説明いたします。

63ページをお開きください。

上段の表、一般状況の一部負担割合等については、前年度と変更はございません。

中段の表、世帯数は、令和3年度末で1,566世帯、前年度に比べ26世帯、1.6%の減となり、一般被保険者は2,523人で、前年度に比べ74人、2.8%の減となりました。

下段の第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

歳入決算額は12億8,602万2,000円で、前年度に比べ1.3%の増となり、歳出決算額は12億3,493万1,000円で、前年度に比べ1.5%の減となりました。歳入歳出差引額の5,109万1,000円は、全額を国民健康保険事業基金に積立いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

次のページの64ページ、下段になります。

第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をご覧ください。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税の3億2,492万8,000円で、前年度に比べ6.9%の増となり、歳入全体の25.3%を占めております。税額の増につきましては、農業所得の回復が主な要因となっているところです。

なお、収納率は、次のページ65ページ上段の表になりますが、現年度滞繰合計で90.3%、これは前年度に比べ1.1ポイント増となっております。また、同じページの下段のコンビニ納付の状況では、コンビニ納付利用率は31.8%で、前年度比3.2%の増となっております。

64ページ、第3表に戻りまして、5款の県支出金は、療養費等に係る県からの普通交付金及び特別交付金8億4,609万9,000円で、前年度に比べ2.4%の増となり、歳入全体の65.8%を占めております。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金1億398万5,000円で、前年度に比べ21.1%の減となりまして、歳入全体の8.1%を占めております。令和3年度は、基金からの繰入れを行わなかったことによりまして減額となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

66ページの第5表、歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の主なものは、2款保険給付費の8億661万9,000円で、前年度に比べ3.1%の増となり、歳出全体の65.3%を占めております。

3 款国民健康保険事業費納付金は 3 億8,754万6,000円で、前年度に比べまして7.6%の減となり、歳出全体の31.4%を占めております。

5 款保健事業費では、人間ドックや特定健診などの経費1,441万5,000円で、前年度に比べ15.2%の減となりました。

8 款諸支出金は、前年度の国庫負担金の精算等に伴う返還金などで577万3,000円となり、前年度に比べ2.5%の減となりました。

67ページからは、保険給付費の内訳や保険事業費の内容等、施策の概要を記載しております。

以上で認定第 2 号の説明といたします。

委 員 長（久田伸一君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

1 ページから41ページまでであります。

質疑ありませんか。

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

冊子のほうの概要書のほうで、68ページ、5 款の保健事業費、1 項の特定健康診断等事業費、ここの私、毎回、大体ここだけ質問は必ずしているんですけども、この特定健診のところ、ここ 2 年、コロナで受診率は下がっていると思います。致し方ない部分があるかなと思っています。

そこで、特定保健指導、その下、そのポツのところで動機づけ支援初回指導対象者56名、積極的支援初回指導対象者21名。この内容について説明いただきたいと思います。

委 員 長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

ご質問にお答えいたします。

1つ目の動機づけ支援の対象者なのですが、メタボとか生活習慣病のリスクが出始めている状態、分かりやすく言うとイエローカードの状態になります。それから、その下、積極的支援の指導の対象者ということなのですが、こちらはさらに生活改善が必要な状態ということで、分かりやすく言うとレッドカードの状態の方を示しております。

以上でございます。

委員長（久田伸一君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

大体分かりました。

それで、私も指導何回か受けています。それから、いろんなことを、福祉課のほうで対応して施策を練っていると思います。それは分かります。

それで、積極的なレッドカードというのを、私はその積極的なほうだと思うんですけども、数年前から、私、目とか、それから腎臓とか、そういったところで返信用のを医師に見せて、それから福祉課のほうに転送になると思うんですけども、そういった形になっています。

そういった中で、私ごとなんですけれども、目とか、それからがん検診で要精検のときは、それで対応したんですけれども、今年、腎臓のほうの数値が悪くて、かかりつけ医が診療所ですので、去年も、どうしますか、専門の先生に診てもらいますかと言われたんですね。ただ、そのときは、私は別に痛くもかゆくもないし、肝臓、腎臓はね、物言わぬ臓器ですから、いやいいですよということで、今年はどうしますか、じゃお願いしますということで行って、専門の先生にすぐ言われたのは、あなた、このままだと透析になりますと、いきなり言われたんです。

私は、そういう透析という概念すら全然なかったんですね、自分の腎臓病というのも分かんなかったから。ただ、数値が年々悪くなってきているのは分かるんです。ですから、あなた方指導する場合、保健師さんなんかでも、こういう数値になったら透析になりますよみたいな、そういったことで指導できないと、私みたいに、いきなり言われてびっくりするわけなんです。

ですから、レッドカードの者に、医者に診てもらいなさい。はい、見てもらいました。見てもらうのはまだいいほうなんです。行かない人が問題なんですね。これ見ると8名しか、積極的指導を受けてないわけですよ。分かりますか。そういったところでの、あとの13名ですか、この者がそういう医師に診てもらおうようなシステムづくりをしなきゃならないと私は思うんですね。でないと、この保険給付費というんですか、国保の負担金も減らないわけですよ。透析となると、物すごく持ち出しが多くなるわけで。そういったところを、気がついたらもう透析になっていたという、私、周りで見えていますので、そういったところもシステムづくりを、ぜひともやっていただけませんか。その回答をお願いします。

委員長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

指導の段階での将来なり得る病気へのリスク等も含めて、分かりやすいような対応を、今後検討したいと思います。

それから、去年の対象者が21人で、実際指導できたのが8人ということなんですが、健診を受けてからその結果を見て、後日、来てくださいという形で取っていたんですが、そうなりますと、やっぱり指導率が低くなるということで、令和4年度からは、健診を受けたその日に初回指導するように対応を変更しております。基本的には、それによって100%に近い数字になろうかと思えます。

以上です。

委員長（久田伸一君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

そうすれば、その日のうちに指導するは非常によろしいかと思えますけれども、データが前年度のデータになるわけですよ。それは、自分の手元であるわけですか。

委員長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

データということなんですが、健診を受けたその日に、受けた結果を基に指導する形になります。

以上です。

委員長（久田伸一君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

すぐデータ出ないでしょう、その数値は。

委員長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

その日のうちに、すぐ出ます。出るようになっておりまして、その日のうちの初回指導が可能となっております。

以上でございます。

委員長（久田伸一君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

私もそこら辺、ちょっとまだイメージできてないんですけども、まあできるのであればそうしていただいて、そうすれば、その指導というのができると思います。こうなれば、この数値だとどうなりますよというみたいなことを指導していかないと分かりません。今まで、ただデータ見ただけで、ちょっと黄色かなぐらいで終わってしまうわけなんです。そういったところ、ぜひとも改善していただきたいと。よろしいですね、よろしく申し上げます。

委員長（久田伸一君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今までの保健師の活動として、これが非常にどうなんだろうかという健診の結果が出てきますと、保健師から電話を入れたり、それから民生委員の人に話をしたり、その場合、ケースは個人情報のことがありますから、民生委員までしゃべっているかどうかは分からないんですが、保健師は、これはどうしても専門的に診てもらわなきゃいけないんじゃないかというのであれば、電話連絡を何回もしてやったりしております。

ただ、ご存じのように、問診票の中に指導を受けますか、受けませんかというのがあります。要らないというふうになっても、やはり結果がそういうふうな、どうだろうかというのであれば、保健師のほうでは、その方に会ったり、連絡をしたり、専門のところへ行って調べなさい、調べてくださいという指導をしております。ただ、手を連れて引っ張っていくわけにも、本人の意思がはっきりしないといけないものですから、戸惑うところもあるやもしれませんが、一応はケアとしては、そのように保健師が対応しているとていうのはございます。

委員長（久田伸一君）

いいですか。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

先ほどの説明不足な部分がありましたので、再度説明いたします。

この動機づけ、積極的指導というところなんですけど、全ての結果、健診の結果全てに対して、すぐに出るわけじゃなくて、ある程度、メタボですとか生活習慣病のおそれがある部分については、すぐにデータが出ますので、その辺の部分は、その日のうちに対応ということでございます。

以上でございます。

委 員 長（久田伸一君）

高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

それなら分かります。

専門的なデータというのは、後で出てくると思います。そっちのほうがもちろん一番大事なので、それを元に、さっき町長も言ったみたいに電話なり、訪問するなりして、やっぱり積極的に指導していただきたい。そんなに人数多いわけ、何百人あるわけないですので、ぜひともそれやっていただきたい。

委 員 長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

なるべく、将来にわたっての病気のリスクを減らすことが、私たちの使命だと思っておりますので、対応したいと思います。

以上です。

委 員 長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

1 款国民健康保険税についてご質問いたします。

今回、増収になっているということでご説明あったんですけども、その要因について、詳しくお願いいたします。

委 員 長（久田伸一君）

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

昨日の決算特別委員会のほうでもご説明をさせていただきました。

昨日は、個人住民税の部分が増額になっているということで、その要因については、農業所得の持ち直しということが大きな要因であるというご説明をさせていただきましたが、こちら国民健康保険税の部分も所得割という部分がございます、その部分が、今回の農業所得の持ち直しということで大きく影響した関係で、増額ということになっていると認識しております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

盛田委員。

1 番（盛田嘉彦君）

今、質問の意図とすれば、国民健康保険税、これ住民にとってはかなりの負担になっております。できれば引き下げていくような方法性というのが見いだせないのか、今後の見通しについてちょっとお尋ねいたします。

委員長（久田伸一君）

今後の……

1 番（盛田嘉彦君）

見直しという感じですね。

分かりますよ、その数値としてのあれは。

委員長（久田伸一君）

暫時休憩しますか、よろしいですか。ちょっと、じゃ暫時休憩を取ります。

ちょっと待ってください。よろしいですか。

（「お願いします」の声あり）

委員長（久田伸一君）

暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時22分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じて、会議を再開します。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

お答えいたします。

今の国保税の税額の算出方法ですよね、引下げといいますか、減額とかの改正があるかないかという話だと思うんですが、今、平成30年度から県のほうに40市町村全部県域化ということで、国の方針で、県のほうが主体で動いているということもあります。

県のほうでは、今、各市町村でいろいろ付加する条件だったり、所得割、均等割、いろいろあるんですが、ばらばらな部分もありまして、一応目標としては令和7年度に向けて、統一化に向かっていきたいと思いますという流れで、今、いろいろ各市町村と調整をしている段階もありまして、もちろんその出資する側の給付費といいますか、そういった部分のバランスもあります。なので、今すぐといいますか、この二、三年、数年で引き下げるといって、もちろん上げることもないんですが、ちょっとその県の動きだったり、近隣、県全体の動きを見ながらということで、ここ数年での税額、税率といいますか、賦課の状況の変更というのは、ちょっと今は考えていない状況です。

1 番（盛田嘉彦君）

県域化ということか、分かりました。

町民課長（円子国浩君）

以上です。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和3年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定については、
原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時27分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、認定第3号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

認定第3号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の70ページをお開き願います。

決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧願います。

令和3年度の決算額は、歳入が前年度比23.6%増の6億7,599万1,000円、歳出が前年度比23.5%増の6億7,543万1,000円で、歳入歳出差引額が560万円となり、全額が令和4年度へ繰り越した事業費の財源となります。

歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をご覧願います。

1款分担金及び負担金は下水道事業受益者負担金で25万4,000円、2款使用料及び手数料は下水道使用料ほかで6,031万6,000円、3款国庫支出金は補助事業の増額により前年度比36.4%増の1億8,292万8,000円となりました。5款繰入金は一般会計繰入金ほかで2億2,203万7,000円、8款町債は2億990万円となりました。

71ページの第4表、歳出決算額の状況をご覧願います。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款事業費は総務管理費及び建設事業費であり、主に施設の維持管理経費と小松ヶ丘地区の汚水を流域関連公共下水道へ接続する工事経費のほか、馬淵川流域下水道の建設工事に関わる負担金等で4億7,353万5,000円、2款公債費は長期資金の元金及び利子の償還金として2億189万6,000円となりました。

72ページから73ページは施策の概要でございます。

以上で認定第3号の説明といたします。

委員長（久田伸一君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

42ページから66ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

ご異議なしと認め、討論省略をいたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和3年度六戸町下水道事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

認定第4号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の75ページをお開き願います。

決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧願います。

令和3年度の決算額は、歳入が前年度比1.5%増の1億3,441万5,000円、歳出も前年度比1.5%増の1億3,441万5,000円となり、歳入歳出差引額及び実質収支がゼロ円となりました。歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をご覧願います。

2款使用料及び手数料は農業集落排水使用料ほかで1,405万7,000円、4款繰入金は1億1,856万8,000円となりました。

76ページをお開き願います。

中段の第4表、歳出決算額の状況をご覧願います。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款事業費は総務管理費であり、施設の維持管理経費等で2,984万8,000円、2款公債費は長期資金の元金及び利子の償還金で1億456万7,000円となりました。

77ページと78ページは施策の概要でございます。

以上で認定第4号の説明といたします。

委員長（久田伸一君）

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

67ページから87ページまでであります。

質疑ありませんか。

松橋委員。

2 番（松橋一男君）

農業用排水の水質保全というのが目的なんだと思うんですが、これって実際に水田とか、畑もそうなんですけれども、ロングの肥料とかってすごい使い勝手がよくて、使っている農家も多いと思うんですが、それがコーティングされていて、樹脂コーティングがされていると思うんだけど、それが気温とかで溶けていいタイミングで効くと。非常に使い勝手がいいと思うのが、そのコーティングが流れていくというような問題があると聞いています。そういうのにも対応できているのかなというのをちょっとお聞きしたかったんですけれども。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

この農業集落排水事業の内容は、集落の家庭の雑排水とトイレの排水等を、処理場に集めて処理しているものですので、その処理した処理水を農業用水路等に排出しておりますので、直接田んぼに使った肥料等を処理するものではございません。

以上です。

委員長（久田伸一君）

松橋委員。

2 番（松橋一男君）

要は、生活排水の処理だということだ、分かりました。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

2 番（松橋一男君）

はい。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

ご異議なしと認め、討論省略をいたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和3年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定については、
原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時35分）

再開（午前10時37分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、認定第5号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

認定第5号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書、79ページをお開き願います。

1号被保険者は、前年度比5人、0.1%減の3,652人であり、高齢化率は33.6%でございます。介護保険料の賦課の状況につきましては、表に記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

要支援・要介護認定状況でございます。要支援の方は6人、要介護の方は24人、それぞれ増加しております。また、総合事業の事業対象者は49人で、合計では591人ございました。

サービス利用状況は、居宅サービス利用者が369人、施設サービス利用者が合計で113人、地域密着型サービス利用者が合計で70人、総合事業利用者が合計で56人ございました。

次に、決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

令和3年度の歳入決算額は前年度比0.2%増の14億5,816万4,000円となり、歳出決算額は前年度比0.7%増の13億9,621万6,000円となりました。歳入歳出差引額は6,194万8,000円となり、その全額を基金に繰入れいたしました。

次のページの第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をご覧ください。

1款保険料は65歳以上の1号被保険者の保険料で、前年度比2.6%増の3億1,016万9,000円、5款国庫支出金は、国負担分の負担金及び補助金で、前年度比0.3%減の3億5,077万

7,000円、6款支払基金交付金は、40歳から64歳までの2号被保険者の保険料で、前年度比1.2%減の3億4,313万5,000円、7款県支出金は県負担分の負担金及び補助金で、前年度比0.8%増の2億15万7,000円、9款繰入金は一般会計及び基金からの繰入金で、前年度比0.5%減の2億4,870万円となりました。

次に、第4表、歳出決算額の状況をご覧願います。

1款総務費は人件費やシステム経費、介護認定審査等に係る費用で、前年度比7.8%減の6,742万5,000円となりました。2款保険給付費は介護保険サービスに係る費用で、前年度比0.3%増の12億2,885万円で、支出総額の88%を占めております。5款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、任意事業等による費用で、前年度比2.5%減の5,062万5,000円となりました。6款諸支出金は、介護保険料過誤納還付金のほか、介護給付費負担金返還金等で、前年度比246.0%増の4,931万3,000円となりました。

82ページから86ページは施策の概要でございます。

以上で認定第5号の説明を終わります。

委員長（久田伸一君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

88ページから136ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和3年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定については原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時44分）

再開（午前10時45分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、認定第6号 令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

認定第6号 令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明申し上げます。

87ページをご覧ください。

上段の表、一般状況の対象者数は令和3年度末で1,845人、前年度に比べ33人の増となっております。

中段の第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。

歳入決算額は1億4,219万9,000円で、前年度に比べ9.7%の増となり、歳出決算額は1億3,705万6,000円で、前年度に比べ8.1%の増となりました。歳入歳出差引額は514万3,000円で、全額を翌年度へ繰り越しております。

下段の第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をご覧ください。

歳入の主なものは、1款後期高齢者保険料の8,914万5,000円で、前年度に比べ11%の増、歳入全体の62.7%を占めており、3款繰入金は一般会計からの繰入金で4,979万5,000円となり、前年度と比べまして5.4%の増、歳入全体の35%となっております。

次に、88ページの下段になります。

第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の主なものは、1款総務費の人件費や税制改正対応に伴うシステム改修経費などで999万2,000円、前年度比49%増となり、2款分担金は県後期高齢者医療広域連合への負担金で1億2,691万6,000円となり、前年度比6%増となっております。

89ページには、広域連合負担金の内訳など、施策の概要を記載しております。

以上で、認定第6号の説明といたします。

委員長（久田伸一君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

137ページから153ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

ご異議なしと認め、よって、認定第6号 令和3年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定については原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩(午前10時49分)

再開(午前10時50分)

委員長(久田伸一君)

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、認定第7号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(辻浦宗典君)

それでは、認定第7号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定について、決算報告書に基づいてご説明申し上げます。

決算報告書、91ページをお開きください。

第1表、決算規模及び収支の推移をご覧願います。

令和3年度の決算規模は歳入歳出とともに3億9,439万9,000円で、前年度に比べ12.9%の減少となりました。

92ページをお開き願います。

第3表、歳入款別決算額対前年度比較表をご覧願います。

1款診療収入は、患者数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症への対応のため検査の一部を制限したことにより、外来収入が減少いたしました。新型コロナウイルスワクチン接種に伴う収入など諸検診等収入が増加したことにより、前年度比6.8%増の1億9,127万4,000円となりました。2款使用料及び手数料は、各種予防接種、健診料等を令和3年度から1款診療収入に計上したことにより、前年度比96.5%減の45万8,000円となりました。3款県支出金は、財源補填のための電源立地地域対策交付金の増額や新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金などにより、前年度比110.6%増の1億1,729万8,000円となりました。4款繰入金は、財源補填によるものなどで、前年度比49.2%減の7,771万9,000円となりました。5款諸収入は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料などにより、前年度比795%増の375万円となりました。6款町債は、多項目自動血球分析装置ほか医療機器の購入に係るもので、前年度比92.5%減の390万円となりました。

第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。

1款総務費は、人件費、施設維持費ほかで、新型コロナウイルス感染症対策のための施設の整備や大規模な工事があった前年度に比べ、18.2%減の2億7,012万4,000円となりました。2款医業費は、医業活動に伴う医療機器、医療品ほかで、患者数の減少により支出が抑えられたことにより、前年度比4%減の1億290万9,000円となりました。3款公債費は、前年度比37.8%増の2,136万6,000円となりました。

93ページからは施策の概要でございます。

以上で認定第7号の説明を終わります。

委員長（久田伸一君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

154ページから182ページまでであります。

質疑ありませんか。

杉山委員。

5 番（杉山茂夫君）

2点質問があります。

1点目が、1番最後のページの96ページ、財政融資基金で、平成20年と平成21年に建設した医師住宅A、B、それからC、Dということは、これは4棟だと思いますが、そのうち現在、医師が2人ですので、2棟にそれぞれ医師が住んでいると。2棟はそのまま空き家になっている状況か、その辺の状況をお知らせください。これが1点です。

それから、もう一つは、先ほど説明では、一応、令和3年度の診療収入の部分で、特に94ページの医業費の部分で、全体的に人数も金額も増えている。でも、実際に中身を見れば、昨日の一般質問でも言いましたけれども、初診も、いろんな形の部分はどんどん減っているが、その他とあります、このその他が、人数、金額とも約1,000%とかで10倍、金額で10倍以上その他で稼いでいるわけですね。このその他というのは、まさにこれはコロナワクチンの接種、この収入かなと推察します。そうしますと、金額で3,000万円、前の年で240万円ですから、ですから約2,800万円ですか、これがある意味のコロナの純然たる収入というふうに考えていいのかどうかです。

この部分等を、やっぱりコロナワクチン関係の部分全体を全体の医業収入から差し引くと、やはり町からの繰入れというのは結構な額になったかなと、その辺の見方をしているんですが、その辺の見方がどうなのかの見解を伺いたいと思います。

以上です。

委員長（久田伸一君）

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

お答えします。

まず、1点目のご質問でしたけれども、4棟あるうち、ご質問のとおりA、B、C、Dとございますけれども、A棟とC棟には医師が入居して、B棟、D棟に関しては、空き家状態になっております。ただ、B棟に関しては、荷物を置く場所がないので、ちょっと置いたりなどして使わせていただいております。

2点目です。2点目のその他の部分ですけれども、ご質問にあったとおり、コロナの収入の分3,000万円が、ここに計算されていますので、このような金額になっております。コロナのワクチンの補助金等がなければ、繰入金はどうなのかということになりますけれども、全くこれがないものとするれば、この分も繰入れをしていただかないと、歳入歳出合わせられないことになります。

以上でよろしいでしょうか。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

5 番（杉山茂夫君）

1点。

委員長（久田伸一君）

杉山委員。

5 番（杉山茂夫君）

コロナワクチンの件は理解いたしました。

この後、これがいわゆる財政融資金の償還時期が令和10年になってます。そうすると、あと6年あるわけですけれども、これから一つの先行きの中で、これから医師の確保が非常に難しいという中で、この借入れを起こしてせっかく造った医師住宅ですが、今後どのようにこれを維持したり、あるいは利用したりするつもりなのか。

もし、今、大体方針があるのであれば、分かる範囲でお知らせください。

委員長（久田伸一君）

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

お答えします。

現在のところ、どのように利用していくかということは考えておりません。

ただ、維持に関しては、入居している部分に関しては維持をしているんですが、入居していない部分に関しては、ここ数年何も手をつけておりませんので、今後、その辺も含めて検討してまいりたいと思います。

5 番（杉山茂夫君）

よろしいです。

委員長（久田伸一君）

ほかに、次。

下田委員。

8 番（下田敏美君）

委員長、今、私、質問ですけれども、休憩で質問したいんですが。

委員長（久田伸一君）

休憩を取って。

暫時休憩をいたします。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時10分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じて、会議に入ります。

質疑ありませんか。

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

今、町長からお話を聞いて、びっくりしているところでもありますけれども……

委 員 長（久田伸一君）

さっきのは休憩の話ですので、これを持ち出さないようにしていただければというふうに
思います。

1 1 番（山本 実君）

一般会計からの繰入金についてお尋ねしたいと思います。

医師が2名体制になり、今、病院から診療所が変わったわけでもありますけれども、確か平成28年だったと思います。この平成28年を境にいたしまして、令和3年度までの一般会計からの繰入金の額は幾らになっているのか。それから、平成28年度を境にして、過去5年間の同じく一般会計からの繰入金は幾らになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

お答えします。

平成28年度を境にということでしたのですけれども、平成29年度から令和3年度までの5年間で、起債分の繰入れも含めて繰入れをしていただいている5年間の合計は約6億8,500万円。そして、また平成28年度を境としていましたので、申し訳ないんですけれども、平成23年度から平成27年度までの5年間で同じような数字を求めますと約5億円となっております。

委 員 長（久田伸一君）

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

分かりました。

つまり、歳入から歳出が上回るというふうなことで、俗に言う赤字の部分になるわけであ

りますけれども、この赤字が発生をするという要因はどのように考えているのか、2点目お尋ねしたいと思います。

委員 長（久田伸一君）

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

お答えします。

簡単に申しますと、収入の割には人件費が多いというのが大きな原因だと考えております。以上です。

委員 長（久田伸一君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

先日の新聞で拝見をしたわけなんですけど、たしか三沢市の三沢病院が黒字会計だというふうな報道を目にしたんですけども、事務長ご存じですか。この要因は何で黒字になっているかというふうなもの、もしお分かりでしたら、お話いただきたいと思います。

委員 長（久田伸一君）

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

お答えします。

私も、デイリー東北のほうでの記事を拝見いたしておりましたけれども、その記事の中には、やはり入院収益などは減ってはいるんですけども、コロナによる県からの補助金等がやはり大きかったようで、それが黒字の要因というか、大きな要因になっているというよう記事というところまででございます。

委員 長（久田伸一君）

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

分かりました。ありがとうございました。

まず、この赤字の部分、それ相当の赤字があるわけでありますけれども、監査役といたしましても、この監査をされていて、この病院の運営等に対しての何かご意見があれば、ぜひお尋ねしたいというか、伺いたいと思いますけれども、何か意見ございますか。

委 員 長（久田伸一君）

監査委員。

監査委員（吉田 透君）

特に、この場でお答えする意見はございません。

委 員 長（久田伸一君）

山本委員。

1 1 番（山本 実君）

分かりました。

そうしましたら、最後に町長にお尋ねしたいと思いますけれども、町民の医療を確保するために、町内に公立の病院が必要と考えるわけでありますけれども、診療所の設置者といたしまして、一般会計からの繰入金が多いくらいまでだったら運営可能であるのか、そのような考えがあれば最後にお尋ねしたいと思います。

委 員 長（久田伸一君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

公共の地域医療という観点からいきますと、金額ではかれるものではないのは確かでございます。しかし、実際に実施している中で、果たしてその効果性っていかがなんだろうかと

いうことを考えなくてはいけない。今も事務長からの話がありましたが、大概のところはコロナワクチンの接種だとか検査だとか、いろんな形は全部国からお金が来ます。ですから、通常の財政的な部分もそうなのですが、確かに国から来ておりますから金額が膨らんでいる。しかし、こういう特殊な形なので来たのでマイナスにはなりませんから、増えたように見えていくというのが現実でございます。

しかし、先ほどの話、または先般の一般質問にありますように、ワクチン接種はやっていますけれども、検査だとかそういうことになると行えないという状況。それから、出かけて歩いてというの、数も減って、もうやめるのかな。そういうふうに医師によってみんな変わっていくものですから、私はそれをどうだとかこうだとか言えないんですが、やっぱり診療したり、いろんなものをケアしていくという部分が、増えているというよりは減っている一方というのが現実でございます。

結果的には、病院に来る人が少ないからという言い方になるのかもしれませんが、病院に来るのが少ないんじゃないじゃなくて、来るようにしなきゃいけないし、来たらアフターケア的にやるというぐらいの、地域医療ってそういうところが必要なのかなど。先ほど、検査を受けてそのままということで、指導はというのありましたが、例えばそういう分野だって、単に診察ばかりじゃなくて指導という観点からいくと保健師とか、そういうことばかりじゃなくて医師の意見というのあれば、かなり違ってくる。直接は自分が診れなくても、紹介するなりなんなりするにしてみても、専門医が、専門の方が診ていただいてということがすごく大事だなと。みんながよかったねというふうに思うような方向まで、もうちょっと行かなくちゃいけないんじゃないかなと。

そうすると、金額が云々より、やっぱりこういう医療機関はみんな維持しましょう、またはどうしましょうかというようなことにもなってこようかなと思いますが、どうも今のままだと、このままずるずるといような感じがありまして、誠に、私からこうやってしゃべっていますけれども、こういう結果であることを申し訳なく思うんですけれども、ただ何せ関係していて専門的中身にタッチできないという立場がありますので、痛しかゆしでつらいところがございます。

ぜひ、これから金額も含めて、これでいいのかどうなのかというものを一つのテーマとして、皆様のご意見等も含めながら判断していく状況になればいいなというふうに思っております。

委員 長（久田伸一君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

松橋委員。

2 番（松橋一男君）

診療所と限ってはないんですけども、委託料に占めるシステムの保守というのは、これどのページにもあるような感じになっています。思い切って、町の中にそのシステムをする部門を設けて、内製化するというようなのを考えてもいいのではないかと見ていました。ちょっと検討したらと思いますが。

委員 長（久田伸一君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

今、電算関係の担当は企画財政課が行っております。ただ、各課、各業務で、専門的なものになっているし、今、国のほうではシステムの標準化とか、あとはクラウド化、そういうようなものを進めています。

よって、うちのほう企画財政課にとっては、ただハード的なものの保守が主な感じにはなっていますけれども、あとは町の基幹システム、そういうふうなものになっています。

当然、各課のほうでシステムがいっぱいあって、保守管理もやっていますけれども、じゃあこれを仮に一本化するとすると、それなりの人員が必要になります。そうなってくると、今の職員数では対応できない部分もあるし、当然、クラウドとか、国保にしろ介護にしろオンラインでつながってる部分とかもありますので、専門的なものもあります。それを我々がどこまで管理できるのかっていうふうな問題がありますので、当面の間はシステム、各課で対応できる、するべきものに関しては、各課のほうでお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員 長（久田伸一君）

よろしいですか。

松橋委員。

2 番（松橋一男君）

これも医師と同じようなもので、そのような才能が、才能というか技術と言えばいいのかがないと、到底務まるものではない。当然、そういう方を雇ってやらなきゃならないということになります。検討してみる価値あるのではないかと、今、思って発言しました。

以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。そういう要望という形でいいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和3年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定については原案のとおり認定されました。

また、会計管理者から、昨日の一般会計決算について、決算内容について訂正があるとのことで説明したいということでもあります。会計管理者の発言を許します。

会計管理者。

会計管理者(川原 徹君)

申し訳ございません。

また一般会計のこの白い決算書ございますでしょうか。これの一番最後の基金の表にちょっと間違いがございまして、申し訳ございません。ちょっと訂正させてください。

議会事務局長(吉田史明君)

お持ちでしょうか。一般会計、持ってきていないですか。

すみません、持ってきていない議員がおりますので、丁寧な説明をお願いします。

会計管理者(川原 徹君)

分かりました。

内容と一番最後の表で、ちょっとそごがございまして、お持ちの方は78ページの3行目の減債基金の利子278万9,719円とございます。その下にも、減債基金として7,193万2,152円という数字がございます。

まず、ここをちょっと記憶していただいて、一番最後の205ページの減債基金の欄、4行目、ここで基金の利子が、こちらでは2,472万2,000円になってございます。

これが、ここに先日申し上げました基金売却益がこちらではこっちに入っております。

ここの利子は、78ページの利子の金額のとおり279万円になります。

そして、売却益は、新規積立てに、ここに足すか、もう1段設けてまた売却益2,193万円とすべきだったのが、表の中ではもう利子のほうに含んでしまったということになってございましたので、その辺訂正方、すみませんけれども、よろしく願いいたします。すみませんでした。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

（「よろしいです。取りあえずそれで分かりました」の声あり）

委員長（久田伸一君）

後で、あしたにでも訂正表を、また貼りながらよろしく頼みたいというふうに思いますけれども、よろしいですか。

会計管理者（川原 徹君）

はい、分かりました。

委員長（久田伸一君）

皆さんも、明日のほうは一般会計のほうを持参しながら訂正を加えていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第7号までの令和3年度一般会計決算認定1件、各特別会計決算認定6件、合計7件の議案の審査が終了いたしました。

審査の結果はいずれも原案のとおり認定でされました。つきましては、9月8日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この2日間、委員各位のご協力により決算特別委員会委員長の職務を果たすことができましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

以上で決算特別委員会を閉会いたします。

ご起立ください。

ご苦労さまでございました。

閉会（午前11時27分）